

| | | | |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--|
| | 11/24 | 11/25 | |
| |  |  | |

「中小企業向け支援策チラシ（第3次補正予算関連）」の送付について

平成23年11月
経済産業省中小企業庁

日頃から中小企業施策の推進につきましては、深いご理解、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

第3次補正予算成立に伴い、中小企業の方々がご活用いただける主要な支援策について、分かり易く要点をまとめたチラシを作成しましたので送付いたします。

本チラシをご活用頂き、中小・小規模企業の皆様のお役に立てれば幸いです。何卒宜しくお願い申し上げます。

- * チラシを追加でご希望の場合は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。（部数等ご希望に添えない場合があります。あらかじめご承知おきください。）

<本件に関するお問い合わせ先>

経済産業省中小企業庁広報相談室

TEL：03-3501-1709

FAX：03-3501-6835

中小企業者の皆さんへ

震災や円高の影響で資金繰りに お悩みの皆さんを支援します！

震災による津波で事業
所が流された・・・



震災で取引先の
操業が止まり、
受注が激減した・・・



震災の影響で外国人観光
客が減少し、売上が
減少した・・・



円高によって、海外向け販
売が減少、今後も回復の
見込みがたたない・・・



こんなお悩みをお持ちの皆さん、次の資金繰り支援の
制度がご利用になれます！

低利・長期の融資制度

○東日本大震災復興特別貸付

借入債務保証制度

○東日本大震災復興緊急保証

○セーフティネット保証（5号）

詳しくは裏面へ！

東日本大震災復興特別貸付（日本公庫・商工中金）

対象者

東日本大震災によって直接・間接（風評被害を含む）に被害を受けた中小企業の方など

貸付期間

最長20年

金利引き下げ

最大▲1.4%（一部無利子化）

貸付限度額

最大7.2億円（日本公庫（国民事業）最大4,800万円）

東日本大震災復興緊急保証（信用保証協会）

対象者

東日本大震災によって直接・間接（風評被害を含む）に被害を受けた中小企業の方など

保証限度額

最大2億8千万円

保証割合

100%保証

（セーフティネット保証や一般保証とは別枠）

セーフティネット保証（5号）（信用保証協会）

対象者

円高等の影響により業況が悪化していることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業の方

保証限度額

最大2億8千万円

保証割合

100%保証

（一般保証とは別枠）

※認定に必要な提出書類については、お近くの市区町村にお問い合わせください。

さらに詳しくは、▼までお問い合わせください！

○資金繰りの相談窓口

【融資】日本政策金融公庫 <http://www.jfc.go.jp/> 0120-154-505

商工組合中央金庫 <http://www.shokochukin.co.jp/> 0120-079-366

【保証】お近くの信用保証協会 <http://www.zenshinhoren.or.jp/>

○その他の相談窓口 0570-064-350

（中小企業電話相談ナビダイヤル）最寄りの経済産業局につながります。